

令和5年度

福津市・古賀市・新宮町

障がい者地域支援ネットワーク協議会

報告書



福津市・古賀市・新宮町障がい者地域支援ネットワーク協議会

目 次

1. 2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会	
事務局会議実施状況・内容・・・・・・・・	1～2
2. 専門部会の報告・・・・・・・・	3～6
3. 各市町連携会議実施状況・内容・・・・・・・・	6～15
4. 各市町連携会議参加事業所・・・・・・・・	16～20
5. 広域的な取り組みについて・・・・・・・・	20
6. 資料編	
○福津市・古賀市・新宮町	
障がい者地域支援ネットワーク協議会の発足について・・・・・	21～22
○福津市・古賀市・新宮町	
障がい者地域支援ネットワーク協議会設置要綱・・・・・	23
○相談支援事業について・・・・・	24～26

1. 2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会事務局会議実施状況・内容

2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会の組織の一つとして位置付けている3つの専門部会に関して、平成28年度から、相談支援部会を福津市、障がい児支援部会を新宮町、就労部会を古賀市で担当して行っています。新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での実施が困難となっていました。対面での開催を実施するなど、より深く連携できるよう工夫して部会を実施しました。

	日 時	内 容
1	令和5年 5月10日	○自己紹介 ○各市町の連携会議の予定について ○令和5年度計画について ○その他事務連絡
2	令和5年 7月5日	○各市町の連携会議、部会の報告 ○各部会の実施時期について
3	令和5年 9月3日	○各市町の連携会議、部会の報告 ○各部会の今後の計画について
4	令和5年 11月15日	○各市町の連携会議、部会の報告 ○各部会の進捗及び今後の計画 ○全体会について
5	令和6年 1月17日	○各市町の連携会議、部会の報告 ○各部会の進捗及び今後の計画 ○全体会の開催日時、テーマ報告
6	令和6年 2月2日	全体会 講演：「タイムマネジメント～バタバタ貧乏にならないために～」 講師：株式会社アンビシャス代表 月橋 一浩 氏
7	令和6年 3月13日	○各市町の連携会議、部会の報告 ○各部会の今後の計画 ○次年度に向けて（令和6年度当番：新宮町）

全体会・研修会の報告

福津市・古賀市・新宮町障がい者地域支援ネットワーク協議会では、2市1町の障がい者地域支援ネットワークに参加されている全事業所等を対象とした全体会を年1回開催しております。

令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響を受け開催の中止を余儀なくされたり、Webを活用したり開催方法の工夫をして実施していましたが、令和5年度は講師をお呼びし、タイムマネジメントをテーマとした研修を行ったあと、他の事業所との名刺交換会を実施しました。

- ・開催日：令和6年2月2日（金）18：30～20：30
- ・内 容：「タイムマネジメント～バタバタ貧乏にならないために～」
- ・講 師：株式会社アンビシャス 代表 月橋 一浩 氏
- ・参加者：28事業所50名
- ・まとめ：日々業務に追われるなか、1日の行動と時間の使い方を振り返り、いかにして時間管理をしていくか、ToDoリストを作成し、計画を立て、不要な業務をなくし、仕事の優先順位をつける。タイムマネジメントとは、時間に合わせて自分自身や自分の考え方や行動を変えることの大切さを教えていただきました。

参加者の声：

- ・時間を質量でとらえる考え方が新鮮だった。
- ・タイムマネジメントや業務全体のマネジメントに課題を感じていたためとても有意義な研修だった。
- ・日々の業務の見直しができる良い機会だった。内容も充実していてとても勉強になった。



2. 専門部会の報告

(1) 相談支援部会

平成28年度より相談支援部会を立ち上げ、地域の相談支援体制及び相談支援事業所間のネットワーク構築、相談支援専門員の資質向上などを目的に年2回開催しています。

○第1回相談支援部会

- ・日 時：令和5年 9月21日（木） 18：00～19：30
- ・方 法：Web 会議サービス「Zoom」
- ・内 容：「親亡き後の相談支援について」グループワーク
- ・参加者：10事業所19人
- ・まとめ：グループに分かれ、支援者の高齢化に伴い相談支援専門員がかかえる困りごと、経験談、他の事業所に確認したい内容の情報共有をしました。その後、親亡き後に備えるためのノートの作成について事務局から提案をしました。

○第2回相談支援部会

- ・日 時：令和6年3月7日（木） 18：30～20：00
- ・会 場：福津市健康福祉総合センターふくとびあ らくらくルームにて
- ・内 容：第1回相談支援部会の後で提案をした「親亡き後に備えるためのノート」（仮）の完成版について、表題の選定、内容の確認を行いました。さらに、令和6年度から行う事業所空き状況調査の概要説明と次年度の相談支援部会の在り方についての意見交換を行いました。
- ・参加者：14事業所18人
- ・まとめ：「親亡き後に備えるノート」の名称は、「そなえるノート」に決定。
事業所空き状況の調査については、調査結果を市民からの問い合わせに確実に反映させていただくように情報共有をしてほしいとの意見が出されました。
令和6年度については、各市町の連携会議で相談支援部会の課題を共有し、解決に向けて話し合う場がないため、2市1町の相談支援部会の中でグループに分かれ事例検討をしたい等の意見が出されました。令和6年度はこの意見を反映させた形で部会を行っていきたいと考えています。



(2) 障がい児支援部会

障がい児部会はコロナ感染症対策により縮小しておりましたが、令和5年度より部会を3部会(児童発達支援部会・放課後等デイサービス部会・重症心身障がい児部会)に分け、それぞれ2回ずつ開催いたしました。

地域や事業所での課題の抽出や情報共有・事業所間連携の強化に取り組んでまいりました。遠隔ではなく対面形式で行ったことで、今まで交流の薄かった事業所間の顔の見える関係性を築くことが出来たとともに、各自治体の地域課題を共有することが出来たと思います。

児童発達支援部会、重心部会、放デイ部会：各2回 全体会1回 計7回

○児童発達支援部会

- 1回目 令和5年9月21日(木) 15:00～16:30
19事業所 35人
花鶴どろんここども園園長、古賀市学校教育課榎木氏による
『医療的ケア児の保育園や学校での受け入れについて』
- 2回目 令和6年1月18日(木) 15:00～16:30
10機関 13名
『就園・就学について事前アンケートを基にした意見交換会』

○重心部会

- 1回目 令和5年9月15日(金) 10:00～11:30
7事業所 16名
『いちばん星志免職員による重心児の捉え方、療育の組み立て方、
家族支援について』
- 2回目 令和6年1月19日(金) 10:00～11:30
7事業所 12名
『事業所間連携の方法、課題を出し合っの共有』

○放デイ部会

- 1回目 令和5年9月22日(金) 10:00～11:30
16事業所 22名
『新宮町基幹相談支援センター網中氏による困難事例についての
学校との連携の図り方について』
- 2回目 令和6年1月26日(金) 10:00～11:30
18機関 33名
『福津市子ども発達センターさくら館 水野先生によるてんかんの講義』
『事業所の現状(療育内容、取り組み)、及び新1年生の受け入れと
動きだす時期)についてのグループディスカッション』

- 全体会 令和6年3月14日 13:00から14:00
『令和5年度障がい児部会の活動報告』

・まとめ

障害種別ごとに部会を分けたことで、共通の課題や事業所での取り組みを知ることが出来ました。事業所を利用されている児童が2市1町をまたいでいることも多いため、事業所間での顔の見える関係性の構築が重要であり、児童やご家庭での問題や課題が大きくなる前、又なった場合に事業所間での連携の取りやすさにつながったのではないかと思います。

障がい児の抱える問題は、本人だけではなく、地域や社会、ご家庭にまで及ぶため、福祉課だけではなく、子育て支援課や学校教育課との連携も必要になってきます。

また、児童が所属している地域の保育園や学校と連携を図ることで、障がい特性に応じた対応や本人の過ごしやすさや自立につながっていくことも重要であるため、自立支援協議会を通じて発信していければと思っております。

(3) 就労部会

就労部会は、障がいのある方が生きがいをもって生活ができるよう、働きたい、社会参加したいという思いを実現し、安心して働き続けられる環境を整えることをめざし、平成25年に障がい福祉サービス事業所や企業、学校、古賀市などの有志によって組織・設立し、模擬合同面接会等、障がいのある人の就労促進を目的とした事業を企画・実施しておりました。

平成28年からは、その取り組みを市内だけではなく広域的に実施することで、より多くの方への支援に繋げることができることから、専門部会として活動を行っています。

① 模擬合同面接会

- ・ 日 時：令和5年9月29日（金）13：30～16：30
- ・ 方 法：対面
- ・ 内 容：①講義編：面接を受ける際の心構え
②実践編：模擬合同面接会
- ・ 場 所：サンコスモ古賀201～205会議室
- ・ 参加者：8人
- ・ まとめ：①講義編では面接時の所作や身だしなみ等について、就労移行支援事業所の支援員による講義を行いました。

②実践編では、実際に就労継続支援事業所や就労移行支援事業所等の支援者、大学の教諭等に面接官を務めていただき、面接10分・振り返り5分計15分を1回の模擬面接時間として、1人3回、それぞれに異なる面接官による模擬面接を実施しました。面接ごとに入室・着席時の所作や面接時の表情・声の大きさ等について作成した評価基準を基に、面接官から参加者に対し良かった点・頑張る点などについてアドバイスを行いました。また、WEB面接のコーナーを設け、希望者にはパソコンの操作や視線の位置などを実際に体験していただきました。参加者からは、実際に経験することによって、自身の得意な事・苦手な事を再認識した。自身の新たな一面を発見したといった意見がありました。



②支援者向けセミナー

- ・日 時：令和5年11月17日（金）13時00分～14時30分
- ・方 法：対面及び当日の講義内容を録画し、後日希望者へデータを貸出し
- ・内 容：「福祉での発達障害支援」
- ・講 師：s-assist 株式会社代表 高田 修治 さん
- ・場 所：サンコスモ古賀201・202会議室
- ・参加者：13事業所 28人
- ・まとめ：発達障がいに対する治療（薬物療法）や発達障がいによる二次的障がい、支援のポイントなどについて講義をしていただきました。

発達障がいによる「特性」を周囲や本人が認識し、得意・不得意を知ること、よき理解者がいること、環境を整備することによって特性が目立つことなくその人らしい生活を送ることができることやご家族の心情など、事例も交えお話しをしていただきました。講師の医療的な知識を基に、福祉での発達障がい支援についてお話しいただいたことで、改めて支援について考え、振り返る機会とすることができました。



3. 各市町連携会議実施状況・内容

●福津市

（1）福津市障害者支援連携会議

① 開催実績

	日 時	内 容
1	令和5年5月16（火） 13：30～15：00 於：ふくとぴあ	・福津市障害者支援連携会議（各部会）について ・令和5年度法改正（障害者総合支援法、精神保健福祉法等） ・福津市基幹相談支援センター 事業報告
2	8月から9月 (YouTube配信)	・身体拘束の正しい理解について 講師：弁護士 市丸 健太郎 (福岡県知的障がい者福祉協会、権利擁護・研修オブザーバー)

3	令和5年11月14（火） 10：00～11：30 13：30～15：00 於：福津市立図書館	・福津市障害者支援連携会議・各部会について ・グループワーク 事業種別ごとに分かれ 「他事業所へ聞いてもらいたいこと、教えてもらいたいこと」
4	令和6年2月20（火） 13:30～15:00 ふくとびあ	・今年度の振り返り ・次年度の希望 ・基幹相談支援センター年間事業報告 ・来年度の取組について（グループワーク）

① 内容

会議のメンバーは、行政及び福津市基幹相談支援センターを事務局に、市内障がい者支援事業所で構成されています。例年、前年度のアンケート調査の結果を踏まえ、各事業所が求める情報共有や連携強化につながるよう内容を企画しています。また、事業者が抱える共通の課題に対して、グループワークによる意見交換を行うことによって、情報交換と課題の認識、意識の共有を図ってきました。この会議を通じて、参加事業所間で積極的に意見交換を行うことにより、多角的な視点から見識を広げ、目指すべき方向性の共有と理解を深めるとともに、事業所間のネットワーク形成を担っています。

『身体拘束の正しい理解について』（動画配信）

- ・日 時：令和5年8月～9月
- ・方 法：福津市公式YouTubeチャンネルにて限定配信
- ・内 容：令和3年度報酬改定において、身体拘束等の適正化にかかる運営基準改正に伴い経過措置が設けられました。経過措置終了後の令和5年4月以降は、所定の整備が未実施の場合は減算対象となることから、「身体拘束の捉え方」や「やむを得ず身体拘束を行う場合の三要件」「実際にどのように対応すべきか」などの理解を深めました。
- ・講 師：弁護士 市丸 健太郎（福岡県知的障がい者福祉協会 権利擁護・研修部会オブザーバー）
- ・視聴数：310回
- ・まとめ：事前にアンケートを取り、講師よりその回答についてわかりやすく解説をしてもらいました。事後アンケートでは、身体拘束にあたる行為が必要となる場面において、瞬時に判断することの難しさ、三要件の検討の有無など再認識ができた。また、日頃支援をしている言葉かけの仕方により、スピーチロックにあたらなくても不適切な支援にあたる場合があると聞き、改めて自分の言動の振り返りを行うことができたなどの意見がありました。

『他事業所へ聞いてもらいたいこと、教えてもらいたいこと』（グループワーク）

- ・期 日：令和5年11月14日（火）
- ・時 間：10：00～11：30 障がい児サービス事業所
13：30～15：00 その他種別事業所
- ・場 所：福津市立図書館2階研修室
- ・内 容：福津市障害者支援連携会議・各部会について
「他事業所へ聞いてもらいたいこと、教えてもらいたいこと」（グループワーク）
- ・参加者：午前の部 16事業所 21名
午後の部 26事業所 35名
- ・まとめ：事業所ごとに話し合うテーマ（不登校で引きこもり、ゲーム依存が始まっている子の支援について、保護者との連携の仕方、障がい特性への配慮が必要な方の活動の場所の確

保)などを決め、テーマに沿ってそれぞれのケースで対応した事例や対処法などの情報共有、連携を行いました。

事後アンケートでは、「他事業所でも同じ悩みがあり共感できた」「すぐに実践できそうな他の現場の意見が参考になった」などの声が聞かれました。

(2) 権利擁護部会

権利擁護部会は、福津市在住のすべての障がい児・者を対象として、権利擁護を図る取り組みと現状の課題を明らかにすることを目的として設置された専門部会です。

課題の解決や障がい者虐待防止について、関係機関の連携強化を促進し、権利擁護や障がい者虐待防止対策の推進を図るものです。ケースの集約や検討を行い、得られた課題をもとに、権利擁護の取り組みを検討すること、福津市障害者連携会議や2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会へ課題を挙げ、ネットワーク化、課題解決方法を広域で共有することを活動内容とし、必要に応じて開催していました。

令和5年度の開催はなく令和6年度以降は基幹相談支援センター立ち上げにより休会となります。

(3) 就労支援部会

就労支援部会は、障がい者の就労支援を進めていく上で生じる課題の把握及びその解決に努め、障がい者の就労促進を図ることを専門的に協議する場として設置された専門部会です。

障がい者雇用を積極的に行っている企業の見学会や職員向けの勉強会の実施、新規事業所の見学、事例検討等から地域課題の抽出・協議等を行っています。

①開催実績

	日 時	内 容
①	令和5年4月21日(金) 16:00～17:30 於：福津市役所	【第1回会議】 ・令和5年度年間計画 ・新規事業所紹介 ・就労準備セミナー説明 ・事業所間情報共有フリートーク
②	令和5年6月10日(土) 13:30～16:30 於：宗像市役所	【障がいのある方のための就労準備セミナー】(宗像市と合同開催) ・福祉サービスの概要と地域の社会資源について ・就労系福祉事業所による事業所発表 ・福祉サービス事業所による製品販売会
③	令和5年9月29日(金) 18:00～19:30 於：福津市役所	【第2回会議】 ・事業所説明会(日陽子の会) ・グループワーク、事例検討会
④	令和5年10月26日(木) 13:00～15:45 於：宗像ユリックス	【「はたらく」を支える地域協同ネットワークとは】(宗像市と合同開催) ・基調報告 障害者雇用促進法の改正について ・実践講演 障がい者雇用の取組み(攻めの清掃) ・パネルディスカッション「障害者の就労を支える連携とは」
⑤	令和6年2月26日(月) 10:00～14:30 於：㈱ハートコープえふ、インクルささぐり	【二市合同企業見学会】(宗像市と合同開催) ・企業見学(ハートコープえふ) ・事業所説明(インクルささぐり)

② 開催報告

就労支援部会は、行政及び障害者就業・生活支援センターはまゆうを事務局に、市内就労支援事業所で構成され、開催時には福津市障害者支援連携会議の各事務局にも参加していただいています。令和5年度は計5回開催し、はまゆうの担当エリアである福津市と宗像市での合同開催の企画も行っています。また、事業所のニーズに合わせた研修会も開催し、部会運営を実施しています。

【障がいのある方のための就労準備セミナー】

- ・日 時：令和5年6月10日(土) 13:30～16:30
- ・場 所：宗像市役所103AB
- ・内 容：福祉サービスの概要及び社会資源説明会、事業所発表会・販売会
- ・対象者：来年度福祉的就労・一般就労を検討している障がいのある学生とその家族
学校関係者、計画相談事業所・放課後等デイサービスなどの障がい者支援従事者ほか
- ・参加者：【一般】46名（当事者2名、家族14名、学校関係者1名、支援者16名、その他2名）

【参加事業所】23事業所50名

- ・まとめ：一般の参加者からは、「制度の仕組みや近隣事業所の情報を得られ、障がい福祉サービスの理解がより深まった。また、地域の事業所を知るきっかけとなり、選択の幅を広げられる」などの意見がありました。事業所からは、「他の事業所の活動内容を知ることができてよかった」などの意見がありました。昨年度は、一般参加者に提供する情報が増えたというメリットの反面、一事業所の発表時間が短くなるというデメリットもあったため、今年度は事業所発表を前半と後半に分けておこないましたが、その中でも聴講者の集中力が切れているような場面が見られたため、障がいのある方々へ情報提供が潤滑に行える仕組みづくりは今後も考える必要があると感じました。



【第2回会議：事例検討会】

- ・日 時：令和5年9月9日(金) 18:00～19:30
- ・場 所：福津市役所別館大ホールC・D・E
- ・内 容：新規事業所の説明会と事例検討会
- ・対象者：市内就労支援事業所の職員等
- ・参加者：11事業所 21人
- ・まとめ：事業所説明では、日陽子の会が行っている内容について話がありました。さらに、グループワークでは、ある困難ケースをもとに、グループごとに対応の仕方、かわり方などについて意見を出し合いました。参加者からは、「他事業所の意見や取組について聞くことができ有意義だった」「支援方法の新しい発見があった」など多くの意見が出されました。



【職員向け研修会】

- ・日 時：令和5年10月26日(月) 13:00～15:45
- ・場 所：宗像ユリックス
- ・内 容：「はたらく」を支える地域協同ネットワークとは～連携を通じた自立を考える～
- ・基調報告：障害者雇用促進法の改正について
講師：福岡労働局 障害者雇用担当官 佐々木 峰子氏
- ・実践講演：障がい者雇用の取組み（攻めの清掃）
講師：株式会社ハローデイホールディングス 執行役員 加治 稔康氏
- ・パネルディスカッション：「障害者の就労を支える連携とは」
- ・対象者：市内就労支援事業所の職員等
- ・参加者：22事業所 25人
- ・まとめ：まず福岡労働局の佐々木様より、「障害者雇用の現状」についてハローワークにおける職業紹介状況の報告があった後に障害者雇用率の見直し、変更点等についてお話いただきました。次にハローデイホールディングスの加治様より実際に障害者雇用の受け入れをするにあたり取り組んできたこと、改善してきたこと、どのようにサポート体制を整えてきたかなど具体例を提示していただきました。最後に、特例子会社ハロースマイルの従業員のケースを元に6名のパネリストをお迎えし、障害者就業・生活支援センターはまゆうを始めとする様々な立場の支援機関における連携についての意見交換が行われ、地域で生活する障がい者の就労と生活を支える、チームでの支援の一例を知ることができました。



【二市合同企業見学会】

- ・日 時：令和6年2月26日(月)10:00～12:00
- ・場 所：株式会社ハートコープえふ(特例子会社・篠栗町)
株式会社T-challenge インクルささぐり(A型事業所・篠栗町)
- ・内 容：各事業所見学と事業説明
- ・対象者：市内就労支援事業所の職員・利用者
- ・参加者：11事業所 16人
- ・まとめ：特例子会社であるハートコープえふは、売上よりも人を優先し、働く意欲が湧くような職場環境を行い、それぞれが自立し考えて行動できる環境づくりを目指して取り組まれていると、事業部長佐伯様よりお話しいただきました。事業所説明や従業員との関わり方から、佐伯様の温かいお人柄が魅力ある職場づくりに一役買っていると感じ取りました。また、開所して1年となるインクルささぐりでは、PCを使った委託業務の他、近隣のキャンプ場の清掃、内職業務を軸に業務支援を行い、業務の他に森林浴やボディーワークアクティビティを取り入れ、時給も1,000円と利用者にとって働くモチベーションを維持しやすい環境だと感じました。今後は委託元企業への就労への支援と、サテライトオフィスとしての企業支援、またリワーク支援も計画しているとのことです。



●古賀市

(1) 古賀市障がい福祉サービス事業所（実務担当者）連携会議

①開催実績

	日 時	内 容
1	令和5年 4月26日 サンコスモ古賀	○今年度の年間計画検討 ○事業所紹介
2	令和5年 6月21日 サンコスモ古賀	○事例検討
3	令和5年 9月20日 (ハイブリット開催)	○研修会 「思春期の子どもの理解と支援」
4	令和5年 12月7日	○施設見学会 古賀特別支援学校高等部
5	令和6年 1月17日 サンコスモ古賀	○事故報告について（報告事例の共有及び事例検討） 午前・午後の2回開催（同内容を実施）

②内容

古賀市障がい福祉サービス事業所連携会議は、事務局の障がい者生活支援センター咲を中心に、市内及び近隣の障がい者支援事業所で構成しています。活動内容としては、事例検討・研修会・施設見学会を柱としていますが、年度末に実施するアンケートを基に各事業所の意見を反映できるような活動を計画し、即支援に活かさせていただけるよう努めています。

事例検討では実際に市内事業所で起きている困難事例や成功事例を提供していただき、グループワークを行い課題を共有をすることで、サービス業種を超えた横のつながりを図っています。

令和5年度は、事故を起こさないための対策・起きてしまった後の対応、自身の施設だったらどうするか等、利用者が安心安全に利用できるよう共に考え学び合うことを目的に、過去5年間、市に報告のあった事故事例について内容を共有し、事例検討を実施しました。

『研修会』

- ・日 時：令和5年9月20日（水）13時30分～15時00分
- ・方 法：ハイブリット方式
- ・内 容：「思春期の子どもの理解と支援」
- ・講 師：粕屋教育委員会・福岡県精神保健福祉士会 池長 絢 さん
- ・場 所：サンコスモ古賀203・204会議室
- ・参加者：16事業所
- ・まとめ：実際に子どもたちと関わる現場の話として、事例も交えながら「思春期」や「性」についてお話をさせていただきました。性に関する問題行動だけを対処すればよいという事ではなく、その子が抱える背景にある問題についても一緒に考えていく必要があることを学ぶことができました。
また、なぜ思春期の子どもたちへの支援は難しいのか、関わり方のヒントとして支援者自身が幼かった当時を思い出し、世界がどのように見えていたか。相手のチャンネルに合わせた対応を心がけ、信頼できる「おとな」を目指すといったアドバイスをいただきました。

『施設見学会』

- ・日 時：令和5年12月7日（木）13：00～15：00
- ・場 所：古賀特別支援学校高等部
- ・参加者：21事業所 34人
- ・まとめ：実際に生徒の皆さんが実習を行っている様子や実技訓練を見学させていただいた後に、担当教諭の澤永先生による質疑応答を行いました。
生徒の皆さんは、顔見知りの支援者が学校にいることに驚いた様子や嬉し気な様子がありましたが、支援者が学校での様子を実際にうかがう機会は少ないため、良い経験となりました。
参加者からは、実習内容や班分けについて、登校手段や卒業後の進路などについて意見が出されていました。



(2) 就労部会

①開催実績（就労チーム）

	日 時	内 容
1	令和5年 4月11日	○令和5年度就労部会の計画・スケジュールについて
2	令和5年 6月13日	○令和5年度就労部会の計画について ○協議事項「高校卒業後の進路について」
3	令和5年 7月11日	○令和5年度就労部会の計画について ○協議事項「就労部会の周知について」
4	令和5年 9月12日	
5	令和5年 10月10日	○令和5年度就労部会の計画について ○協議事項「就労部会の周知について～私が来なくなる就労部会～」
6	令和5年 11月14日	
7	令和5年 12月12日	
8	令和6年 1月9日	
9	令和6年 2月13日	
10	令和6年 3月12日	○令和5年度就労部会の活動について ○令和6年度就労部会の計画について

①開催実績（販促チーム）

	日 時	内 容
1	令和5年 4月27日	○「冷やしうどん、冷やし中華」の販売について
2	令和5年 5月18日	
3	令和5年 7月10日	
4	令和5年 8月31日	○「冷やしうどん、冷やし中華」の販売の反省 ○「年越しそば、年明けうどん」の販売について
5	令和5年 9月28日	○「年越しそば、年明けうどん」の販売について
6	令和5年 10月19日	
7	令和5年 11月21日	
8	令和6年 1月9日	○「年越しそば・年明けうどん」の反省 ○令和6年度の活動について
9	令和6年 2月15日	○夏販売新商品の塩キャラメルについて ○冷やし中華・ざるそばのスープについて
10	令和6年 3月14日	○塩キャラメルパッケージについて ○チラシについて

②内容

障がい者が、生きがいをもって生活が出来るように、働きたいというニーズを実現でき、安心して働き続けられる環境整備を推進することを目的に、古賀市障がい者生活支援センター咲、市内外の障がい福祉サービス事業所、障害者就業・生活支援センターちどり、民間企業、学校、で構成しています。また、それぞれの参加事業所の特色を生かし、就労部会を2つのチームに分けそれぞれのチームで活動を行っています。

『就労チーム』

主に2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会の専門部会である就労部会の企画・運営を行うほか、各事業所での支援において課題となっている内容について共有し、課題解決に向けた協議等を行っています。

『販促チーム』

利用者への工賃アップにつながる活動を検討し、令和4年度から市内企業と連携した、うどん・そばの販売を開始しています。

令和5年度は、更に夏商品として冷やしうどん・冷やし中華の販売にも取り組みました。会議では、商品の試食やチラシ等のデザインについて協議を重ねるとともに、実際に利用者の方々が作業することを想定し、行程の確認を行っています。



●新宮町

(1) 新宮町障がい者自立支援ネットワーク会議

①開催実績

	日 時	内 容
1	令和5年 6月18日	業所紹介と自己紹介 令和5年度年間計画について 事業所マップの見直しについて
2	令和5年 8月17日	災害と地域防災計画について、
3	令和5年 10月19日	多重課題事例検討 午前：障がい児部会 「自立に向けて生活していくには」 午後：障がい者部会 「安定した日常生活を送るには」 障がい児、障がい者それぞれの支援事業ごとに分かれての事例検討
4	令和5年 12月21日	全体研修 テーマ「適切な支援を受けるために」
5	令和5年 2月16日 (Web 開催)	○令和4度の振り返り ○次年度の取り組みについて（アンケート報告）

②内容

メンバーは、行政といちばん星を事務局にして、新宮町だけでなく古賀市・福岡市・福津市の関係事業所が集まっております。令和5年度の会議は合計5回開催しました。第2回は、参加しやすい環境をつくるため、ハイブリッド形式で実施しました。「災害」をテーマに、新宮町防災専門官による講話を行い、町の取組みや地域防災計画についての説明を行いました。第3回は教育機関、事業所間連携と情報共有についてということで、「学校での医療的ケアについて」を福岡特別支援学校と古賀特別支援学校に現状を話していただきました。第4回は多重課題事例についてグループワークを行い、障がい者の関連機関と障がい児の関連機関に分かれ、それぞれの事例について意見交換を行うことによって、情報交換と課題の認識、意識の共有を図りました。

『災害と地域防災計画』について（Zoomと対面のハイブリッド方式）

- ・日 時：令和5年8月17日（木） 15：00～16：30
- ・参加者：20事業所（来庁：11名、Zoom：12事業所）
- ・まとめ：防災専門家による災害についての解説、町での取組みや心構えなど、防災に対する意識の変化や備えについて考える良い機会となりました。

多重課題事例検討（グループワーク）

- ・日 時：令和5年10月19日（木）
障がい児：10：30～12：00、障がい者：15：00～16：30
- ・参加者：障がい児：11名、障がい者：17名
- ・内 容：各事業所が障がい児と障がい者の事業所ごとにグループに分かれ、事前提出していただいた事例について話し合いました。
- ・まとめ：障がい児グループでは、「保護者と本人の希望にギャップのあるケース」について、障がい者グループでは、「支援者と本人の希望にギャップのあるケース」について話し合いました。どちらのグループでも、当事者にとって一番良い支援が何かという視点で、様々な意見交換をすることができました。そして、新宮町にある様々な社会資源を活用していくためにも、いろいろな事業者がつながることの大切さを改めて認識しました。

全体研修 「適切な支援を受けるために」

- ・日 時：令和5年12月21日（木）
障がい児：10：30～12：00、障がい者：15：00～16：30
- ・参加者：20事業所、22名
- ・まとめ：「香椎丘リハビリテーション病院」、「新宮町社会福祉協議会」から、実際の取組み内容や事業の紹介をしてもらった後に、適切な支援を受けるための流れについて話し合い、理解を深めました。支援の充実を図るためにも、事業者を超えての連携や、つながりの大切さを改めて確認しました。

4. 各市町連携会議参加事業所

福津市

指定居宅支援センターぴゅあ	居宅介護・同行援護
ふれあい介護ステーション福津	居宅介護・重度訪問介護
水光ヘルパーステーション	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援
ヘルパーステーション しらゆり 相談支援事業所しらゆり	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・移動支援 計画相談支援・障害児相談支援
ヘルパーステーションひかりの花	居宅介護・重度訪問介護・移動支援
(株)にじの色 なないろホーム	共同生活援助
共同生活住宅 安ら居	共同生活援助・短期入所
医療法人恵愛会グループホーム	共同生活援助
メゾン・ド・コルザ	共同生活援助・短期入所
グループホーム しんわ	共同生活援助
地域支援センター・さくら 昭和学園	計画相談支援・障害児相談支援・短期入所・生活介護・施設入 所支援・放課後等デイサービス・日中一時支援
福間サンテラス サンテラスヘルパーステーション	生活介護・就労継続支援B型・日中一時支援・短期入所・居宅 介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援
障がい福祉サービスセンターふれあい	生活介護
就労支援センター ほほえみ	自立訓練（生活訓練）・就労継続支援B型・地域活動支援セン ターⅡ型
さつき学院福津キャンパス	就労移行支援
就労支援センター「緑の里」	就労移行支援・就労継続支援B型・就労定着支援
Be myself 福間	計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援 自立訓練（生活訓練）・就労継続支援B型
Stay gold	就労継続支援B型
日陽子の会	就労継続支援B型
福津子ども発達センター・さくら館	計画相談支援・障害児相談支援・児童発達支援（児童発達支援 センター）・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
相談支援事業所ふわふわ	計画相談支援・障害児相談支援
相談支援事業所 諏訪	計画相談支援・障害児相談支援
相談支援事業所 エスポワール	計画相談支援・障害児相談支援
福津市障害者生活支援センター ふくふくファミリー・水光	計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援
地域活動支援センター「みどり」 指定相談支援事業所「みどり」	地域活動支援センターⅠ型 計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支 援・自立生活援助
こどもデイサービス うみのいえ	放課後等デイサービス

はじめの一步 福間事業所 COCO Cara	放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 就労継続支援 B 型
リハビリ発達支援ルーム かもん	放課後等デイサービス・児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援
子ども支援室 みらい	放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援
放課後等デイサービス All Peace	放課後等デイサービス
こども成長支援センターわだつみ	放課後等デイサービス・児童発達支援
アトリエ福津	放課後等デイサービス・児童発達支援
こどもデイサービス Y00U 福津 相談支援センターLead	放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援 計画相談支援・障害児相談支援
niconico 福津	放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援
放課後等デイサービス Mogen	放課後等デイサービス・児童発達支援
コア 1 号館	放課後等デイサービス・児童発達支援
障害者就業・生活支援センター はまゆう	障害者就業・生活支援センター
福津市基幹相談支援センター	計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援
福津市福祉課障がい福祉係	

古賀市

古賀市障がい者生活支援センター 咲	計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援
福岡県立古賀特別支援学校	特別支援学校高等部
福岡県障がい者リハビリテーションセンター	自立訓練（生活訓練・機能訓練）・施設入所支援・短期入所
障害者支援施設 なのみの里	生活介護・短期入所・施設入所支援・日中一時支援
障害福祉サービス事業所 なのみ工芸	就労継続支援 B 型
特定非営利活動法人 コスモキャンパス	放課後等デイサービス・就労継続支援 B 型 地域活動支援センター II 型
古賀市社会福祉協議会	計画相談支援・居宅介護・重度訪問介護・同行援護 移動支援
グリーンコープふくしサービスセンターお 結び古賀・新宮	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援
障害者就業・生活支援センター ちどり	障害者就業・生活支援センター
障がい福祉サービスセンターふれあい	生活介護
ヘルパーステーション ひかりの花	居宅介護・重度訪問介護・移動支援
ふくふくファミリー・水光	計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援 地域定着支援
就労支援センター「緑の里」	就労移行支援・就労継続支援 B 型・就労定着支援
合同会社 きずな	就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型
福間サンテラス	生活介護・就労継続支援 B 型・短期入所・日中一時支援

(株) にじの色	児童発達支援・放課後等デイサービス・共同生活援助・相談支援 就労継続支援A型・B型・生活介護・計画相談支援・障害児
L U X	共同生活援助
生更木	就労継続支援A型
I P P Oマネージメントサービス	就労継続支援B型・共同生活援助
社会福祉法人未来福祉会	計画相談支援・障害児相談支援・児童発達支援・ 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 就労継続支援B型
らいく古賀店	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
いちばん星 j u m p	計画相談支援・放課後等デイサービス・障害児相談支援
s - a s s i s t (株)	計画相談支援・就労継続支援B型・共同生活援助
ツバサプラス	就労継続支援A型・B型
U N I C O古賀	児童発達支援・放課後等デイサービス
野に咲く花のように	計画相談支援・障害児相談支援・就労継続支援B型
就労支援センター ほほえみ	自立訓練（生活訓練）・就労継続支援B型 地域活動支援センターⅡ型
運動療育センターすきっぷ 古賀教室	放課後等デイサービス
COMPASS古賀	児童発達支援・放課後等デイサービス
COMPASSサポート古賀	計画相談支援・障害児相談支援
トラストハウス	計画相談支援・共同生活援助・障害児相談支援
パンダのたまご	生活介護
みちしるべ	生活介護
第八野の花学園	生活介護
余香庵サテライト	生活介護（共生型）
Stay gold	就労継続支援B型
ワーク&ライフサポート イキシア in 新宮※	計画相談支援・就労移行支援・就労定着支援
立花園 ※	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型・生活介護・日 中一時支援
アトリエ夢工房 ※	就労継続支援B型
福岡市立ふよう学園 ※	自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援B型
さんすまいる唐原 ※	就労継続支援B型
福岡女学院看護大学 ※	看護大学
千食 ※	一般企業
ウェルビー博多センター ※	就労移行支援・就労定着支援
サンクスラボ博多オフィス ※	就労継続支援A型

※就労部会のみ所属

新宮町

麻生介護サービス アップルハート新宮ケアセンター	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援
いちばん星	計画相談支援・指定障害児相談支援・児童発達支援・ 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援
ワーク&ライフサポートイキシア i n 新宮	就労移行支援・就労定着支援
いいなサポート株式会社	就労継続支援 A 型
ことば療育ルーム いろは 相談事業 たんぽぽ	放課後等デイサービス・児童発達支援
キッズパーク新宮校	放課後等デイサービス
福岡コロニー	計画相談支援・就労移行支援・就労継続支援 B 型・就労継続 支援 A 型・生活介護・入所支援・短期入所
木の花	放課後等デイサービス・児童発達支援
さんすまいる新宮 さんすまいる新宮キッズ	共同生活援助・短期入所 放課後等デイサービス
福岡県こども療育センター粕屋新光園	短期入所・児童発達支援・日中一時支援
新宮町社会福祉協議会	居宅介護
新宮町就労支援センター	就労継続支援 A 型
Cerise (スリーズ)	就労継続支援 B 型
立花園	計画相談支援・就労継続支援 B 型・生活介護・日中一時支援
障害者就業・生活支援センター ちどり	障害者就業・生活支援センター
チャイルドハード (新宮)	放課後等デイサービス・児童発達支援
チャイルドハード (三代)	放課後等デイサービス・児童発達支援
てらびあぼけっと新宮中央教室	児童発達支援
十和	共同生活援助・就労継続支援 B 型・生活介護
ニチイケアセンター新宮	居宅介護
福岡特別支援学校	特別支援学校
まりものうどん	就労継続支援 B 型
みかんの樹	就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型
みらいのいぶき新宮	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス UNICO 新宮	放課後等デイサービス
多機能事業所ライム	放課後等デイサービス・児童発達支援・保育所等訪問支援
マルク (株式会社バリアブリッジ)	就労継続支援 A 型
福岡県立古賀特別支援学校	特別支援学校
(株) にじの色	児童発達支援・放課後等デイサービス・共同生活援助・ 就労継続支援 A 型・B 型・生活介護・計画相談支援・障害児 相談支援

グリーンコープふくしサービスセンター お結び	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援
福岡県障害者リハビリテーションセンター	自立訓練（機能訓練・生活訓練）・施設入所支援
香椎丘リハビリテーション病院	病院
やまと更生センター	生活介護・日中一時支援・短期入所
地域活動支援センター「みどり」 指定相談支援事業所「みどり」	地域活動支援センターⅠ型 計画相談支援・指定障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援・自立生活援助

5. 広域的な取り組み

●福岡県精神障がい者地域支援事業

県・市町村・病院・相談支援事業所等が連携して、精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援を行い、精神障がい者の地域社会での自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

○粕屋地区精神障がい者地域支援事業会議

	日 程	内 容
関係機関 職員研修	令和5年 6月20日	① 今年度の保健所における精神保健福祉事業 ・自殺対策 ・社会復帰対策事業（地域移行・地域定着） ・ひきこもり対策事業 ・依存症対策事業 ②その他
関係機関 職員研修	令和5年 10月6日	① 「地域移行定着支援の取り組み状況」調査報告 ② 入院者訪問支援事業、精神保健福祉に関する統計 ③ 情報提供「飯塚市・嘉麻市・桂川町障がい者基幹相談支援センターの役割と課題について」 ④ 事例検討

○宗像・遠賀地域精神障害者地域支援実務者会議

	日 程	内 容
関係機関 職員研修	令和5年 12月12日	・事例報告 「世帯内に複数の課題を抱え、精神症状がありながらも地域で生活するケースへの支援について ～保健・医療・福祉の関わり～」 ・講話「精神症状がありながらも地域で生活する方への対応について」 講師：福岡病院 救急病棟医長 医師 浜村 聡志氏

福津市・古賀市・新宮町障がい者地域支援ネットワーク協議会の発足について

(1) はじめに

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、市町村が実施する相談支援事業については、「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行なうための会議の設置」と、地域自立支援協議会について示されています。官・民を問わず、地域の同じ「支援者」という立場で、障がいのある人や支える人々の思いを共有し、解決に向けて地域全体の支援力の向上を目指す協議の場が地域自立支援協議会です。

私たち福津市、古賀市、新宮町は、地域自立支援協議会を立ち上げるべく単独設置か、または広域設置かと検討を重ねてきました。最終的に、この地域に暮らす人々にとって身近な生活圏域である、2 市 1 町で広域的に設置することにしました。土台となる相談支援体制は、それぞれの市町で特色があり、得意とされる分野がありました。このことも、広域的に 2 市 1 町でやっていくことのメリットと考えました。全国的に見ても、福岡県の設置率は他県に比べて低い時期に産声を上げた地域自立支援協議会ですが、福津市・古賀市・新宮町では、その名称に「自立支援」という言葉を使っていません。「自立支援」という言葉の持つ意味を考えた時、この協議会は障がいのある人の直接的な自立支援を目指すばかりでなく、「障がいのある人がそれぞれ自分らしく、より良い生活が送れるような地域社会を作る」ために、地域の社会資源である、私たち関係機関がネットワークを築くことが本来必要であると考えたからです。

これまで、行政を含め多くの関係機関は、その役割と責任を果たすために線を引いてきました。その結果、同じ業種であってもヨコの連携の機会を逃してきている状況があったのです。この 1 年、福津市・古賀市・新宮町障がい者地域支援ネットワーク協議会では、ネットワークを築き地域の課題を探るため、それぞれの市町で開催している連携会議を試行錯誤で取り組んできました。まだまだ、地域課題を見つけることや、その課題に対し解決に向かうこともネットワークとしては発展途上の段階で、この協議会のあり方を模索する日々が続いています。しかし、「障がいのある人が自分らしく生活できる支援のネットワークを作りたい」という、この協議会に関わるすべての人の共通点を大切に、これからも進んでいきたいと思えます。

(2) 制度の変遷

障がい者を取りまく環境は、目まぐるしく変化しており、障がい者施策も大きく変化しています。平成 15 年以前の制度は「措置」で、障がいの種別に対応したサービスが提供されており、個々のニーズには目が向けられていませんでした。平成 15 年に支援費制度が開始されてからは、訪問調査等で、個々の障がい者のニーズに触れる機会が増えました。サービス決定の際に、ケアマネジメントの視点を入れるようになったのもこの頃からです。さらに、平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、福祉サービスの対象に精神障がい者が加わり、身体、知的、精神の障がい種別に関わらず、個人のライフスタイルと地域生活に視点をおいた制度となりました。また、「相談支援」という施策が加わり、障がい福祉サービスの提供だけではなく、サービスや地域資源との「つなぎ役」となる相談支援事業の重要性が増してきました。その後、平成 25 年に同法律は改正され、障害者総合支援法（正式名：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が施行されました。この法は、社会参加の機会の確保や地域社会における共生等を基本理念として掲げており、協議会においても、相談支援の事例等から明らかになった地域の課題を共有し、障がい者等の支援体制の整備につなげていく取組みを着実に進めていくことが重要となりました。

（３）相談支援及び関係者の連携が必要

行政を含め多くの支援機関は、障がい者の生活を支えるために、それぞれができる範囲で支援を行っていました。しかし「できる範囲」という線を引いてしまい、結果テリトリー意識が生まれ、それぞれの支援者は精一杯力を尽くしているのに、本当の意味で「解決した」と実感できない、という状況がうまれていました。障がい者のニーズは複合しているのに、一支援機関（者）で抱え込んでしまつては、支援に限界がでてきます。障がい者の課題を共有し、本当の意味で解決につなげるためには、「相談支援」と「関係者の連携」が重要であると改めて感じました。

（４）福津市・古賀市・新宮町障がい者地域支援ネットワーク協議会設置へ向けて

個々のニーズに応じた支援には、「関係者の連携」が重要であると気づき、まず取り組んだのは、同じ生活圏域で活動している支援者同士の顔合わせでした。どんな事業者がどんなサービスを提供し、どんな悩みを抱えているかなどをお互いが知り、声をかけやすいギブアンドテイクの関係を作り出すことを目的として、各市町が会議（**連携会議**）を重ねました。その結果、関係者が必要に応じてチームを組み、問題解決に向けて一緒に対応するという、日常の活動（**個別支援会議**）が活発になってきました。

個別支援会議や連携会議を積み重ねていくことで、各市町だけでは解決できない、広域な地域の課題がみえてきました。そのため、この地域課題を同じ生活圏域の関係機関で共有し、解決策の協議や研修等を行う会議（**２市１町のエリア的な取り組み**）を定期的に行うようになりました。

障がい者を支援したいと思っている、多様な分野の人を巻き込むことによって「協働」の関係が生まれ、障がい者にとっての社会資源を豊かにすることが期待できます。このようなネットワーク形成とその過程の運営そのものが重要であり、この協議会の根幹です。それを形としたものが福津市・古賀市・新宮町障がい者地域支援ネットワーク協議会であり、平成 22 年 3 月 25 日に発足するに至りました。

（５）２市１町ネットワーク協議会と法的な自立支援協議会との位置づけについて

自立支援協議会については、障害者総合支援法 89 条の 3 で「地方公共団体は協議会を置くよう努めなければならない」とされており、さらに「市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない」（法第 88 条第 8 項）とされています。これは、福津市・古賀市・新宮町障がい者地域支援ネットワーク会議の方向性とは違う部分もありますが、ネットワーク会議としては、当初からの目的である「各市町だけでは解決できない地域課題を、同じ生活圏域の関係機関で共有し、解決策の協議や研修等を行う」ことや「障がい者を支援していくために、地域の関係機関の連携強化及び社会資源の開発・改善等を推進すること」を目的にこれからも取り組んでいきます。

福津市・古賀市・新宮町障がい者地域支援ネットワーク協議会設置要綱

(設置)

第1条 福津市、古賀市、及び新宮町（以下「構成市町」という。）は、福津市・古賀市・新宮町障がい者地域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、構成市町の障がい児・者等に関する中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化及び社会資源の開発・改善等を推進することを目的とする。

(事業内容)

第3条 協議会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障がい児・者等に関する情報共有及び支援に係る協議に関すること
- (2) 地域における課題の共有及び解決のための協議、調整に関すること
- (3) 地域の関係機関によるネットワークの構築及び地域の社会資源の開発、活用、改善に関すること
- (4) 障がい児・者等の権利擁護に関すること
- (5) その他、前条の目的を達成するため、協議会が必要と認める事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる機関に属する者をもって構成する。

- (1) 相談支援事業所
- (2) 障がい福祉サービス事業所
- (3) 障がい者団体
- (4) 権利擁護事業関係
- (5) 特別支援学校
- (6) 医療機関
- (7) 公共職業安定所
- (8) 構成市町
- (9) 県保健福祉環境事務所
- (10) その他協議会運営のために必要と認められる機関

(会議等)

第5条 協議会に、次に掲げる会議等を設置する。

- (1) 全体会は、協議会全体の活動を総括するとともに、部会等で取り扱った相談支援等の報告や部会で検討した地域課題の協議を行う。
 - (2) 部会は、地域的、専門的な課題の共有、調査、研究、連携を図る。
- 2 構成市町に、次に掲げる会議等を設置する。
- (1) 個別支援会議は、個々のニーズに対応してサービスの提供に必要な相談、調整を行う。
 - (2) 連携会議は、地域の関係機関が定期的に集まって情報を共有し、地域課題について協議する。

(事務局)

第6条 協議会の事務は、構成市町と構成市町の委託相談支援事業所において共同で処理する。

2 協議会の運営を円滑かつ効率的に行うため、必要に応じて事務局会議を開催する。

(負担金)

第7条 協議会の運営に要する経費は、構成市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 前項の負担金の額は、構成市町の長がその協議により決定するものとする。

3 前項の規定による負担金の納入の時期については、構成市町がその協議により定める。

(個人情報の保護)

第8条 協議会に関わる者は、正当な理由がなく、協議会において知り得た個人の情報を他に漏らし、又はその目的以外に利用してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年1月8日から施行する。

相談支援事業について

「相談支援」は、「地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の厚生労働省令定める便宜を総合的に供与する。」と障害者総合支援法に位置付けられています。

これまでも、地域における相談機能は、様々な機関が担っており実施されてきました。しかし、個々の機関は自らの役割の範囲内での対応に追われていた現状があります。その結果、自ら当事者や家族が必要となる次の機関に出向き、相談支援のたらいまわしなどが起こることもありました。

障がい者の抱える生活上の問題やニーズは、様々なライフステージや課題そのものが多岐にわたり、一機関で解決できないこともあります。そのため地域に存在する多様な社会資源がチームを組み、連携することでお互いの機能や役割を発揮し、支援体制を整えることが必要です。

今日、自立支援協議会において、その中核が相談支援事業所と位置付けられているのは、地域において一義的な相談窓口である相談支援事業所を中心に、官民間わず社会資源がネットワークを構築し、ひとりひとりのニーズに応じていける地域づくりが重要視されてきているからです。相談支援事業所は、障がい者のニーズを総合的に把握し、複数のサービスを適切に結びつけることでニーズの充足を図り、時には、社会資源の改善や開発等も行う必要があります。

このような流れのなかで、福津市・古賀市・新宮町も障がい福祉サービスの向上と地域社会資源のさらなる連携のためにそれぞれの市町から委託をうけた相談支援事業所が位置付けられています。



○福津市基幹相談支援センター

福津市基幹相談支援センターは、障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、各種相談や情報提供などの支援を総合的にこなっています。

障がいに関する相談を受けるとともに、その世帯で抱える困りごとの解決に取り組んでいます。相談は窓口だけでなく、何らかの事情で相談ができない方へはアウトリーチや、伴走型支援も行います。

また、障害者虐待防止センターとしての機能も備えています。

○古賀市障がい者生活支援センター咲

咲は、古賀市から委託され、3障がい（身体障がい・知的障がい・精神障がい）の相談支援事業、虐待防止センター事業、障がい児の日中一時支援事業、地域の誰もが利用できる地域交流スペースの運営を行っています。

障がいのある方が安心して地域で生活できるよう、障がい福祉に関する相談支援、サービスの利用援助、サービス利用計画の作成、地域の関係機関との連携や調整、ネットワークの構築など、必要な支援を行いながら、障がいのある方の自立と社会参加の促進を目指しています。また、障がい者虐待防止センター事業においては、障がいのある方の虐待や養護者に関する相談、通報を24時間受け付けています。

今後も日々の個別支援を大切に、多くの機関とネットワークで繋がるよう、地域に根を張って活動していきます。

○いちばん星

いちばん星は、新宮町の児童発達支援センターの指定相談支援事業所です。障がいがあっても、地域のなかで安心して生活していけるようにと、いちばん身近な場所でご相談に応じられるよう心掛けています。医療的ケアや重症心身障がい、強度行動障がいの知識に長けた職員を配置しております。いちばん星では、サービスご利用にあたり、申請書の記入や手続き、福祉サービス利用に関する情報を判りやすくご説明するとともに、その他小さなご相談にも丁寧にお答えするよう心掛けていますのでお気軽にご相談下さい。

また、小児専門の施設として、発達の遅れや障がいに対する療育相談や、家族支援、家庭での介護・住宅改装に関する相談等も専門職員が対応しております。



福津市・古賀市・新宮町障がい者地域支援ネットワーク協議会報告書発行元

関係機関名	連絡先
福津市基幹相談支援センター	TEL 0940-62-6004
古賀市障がい者生活支援センター 咲	TEL 092-944-2441
福岡療育支援センター いちばん星	TEL 092-963-4300
福津市役所 福祉課	TEL 0940-43-8189
古賀市役所 福祉課	TEL 092-692-1078
新宮町役場 健康福祉課	TEL 092-962-0239